（案）

資料３

# 地域内フィーダー系統確保維持計画

令和　元年６月２６日

（名称）江別市地域公共交通活性化協議会

## 生活交通確保維持改善計画の名称

江別市地域内フィーダー系統確保維持計画

## １．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

江別市内のバス路線は、モータリゼーションの進展などにより利用者の減少傾向が続いており、これに伴い、多額の赤字を抱えながら運行している。この赤字を解消するために、減便や路線の廃止による運行の効率化が行われてきたが、これがさらなる利用者の減少につながるなど、負の連鎖が続いてきた。また近年は、深刻化している人材不足により、事業者における乗務員の確保が年々厳しくなっており、江別市内においても、乗務員不足により現在の運行規模を維持することが難しくなってきている。一方で、現在、江別市民の４人に１人が高齢者となり、今後も増加傾向が続くと見込まれることから、高齢者の移動手段の確保が課題となっており、このため、市内公共交通の必要性は、さらに高まるものと考えられる。

市内の公共交通網として、鉄道は、北海道旅客鉄道株式会社の函館本線が江別市内を東西に貫いており、ＪＲ江別駅、野幌駅、大麻駅の３主要駅のほか、高砂駅と豊幌駅が立地し、ラダー（はしご）型の市街地の骨格を担っている。路線バスは、現在ジェイ・アール北海道バス株式会社、北海道中央バス株式会社、夕張鉄道株式会社の３社が計１４路線を運行している。江別市内のバス停留所別の利用状況は、大学等の教育機関の最寄り停留所や、ＪＲ駅での利用が多くなっている。

江別市では、平成２７年度に、「ＪＲとの乗り継ぎ改善」や「駅への所要時間短縮」といった交通機能の向上に向けた効果検証を行うため、新たな路線の実証運行を行った。この結果、新規需要の創出効果が確認され、実証運行路線が目的とする「ＪＲとの乗り継ぎ改善」や「駅への所要時間短縮」効果が利用者のニーズに合致していること、既存の市内完結２路線（旧江別４番通線・旧江別錦町線）が、「ＪＲとの乗り継ぎ改善」や「駅への所要時間短縮」といった利用者のニーズを満たしていない可能性があることが認められた。

旧江別４番通線・旧江別錦町線は、それぞれ起終点が同一であるほか、一部で経路が重複し、非効率な運行となっていたことなどから、多額の赤字を抱え、今後の維持が難しい状況となっていたため、実証運行路線の考え方を基本とし、ＪＲ野幌駅への速達性の向上、ＪＲ高砂駅利用の需要に配慮した路線「野幌見晴台線」へ統合し、ＪＲ野幌駅及びＪＲ高砂駅における夕張鉄道㈱の地域間幹線系統と接続確保を行う地域内フィーダー系統として平成３０年１０月１日から新たに運行を開始したものである。

## ２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### （１）事業の目標

江別市地域公共交通網形成計画における目標設定と整合性を図り、次のとおり設定する。

①　新路線（野幌見晴台線）に統合した旧２路線（旧江別４番通線・旧江別錦町線）における平成２６年度～平成２８年度の平均年間輸送人員２４５千人に対し、以下の目標値を設定する。

・令和　２年度（Ｒ　元／１０～Ｒ　２／９）：２４５千人

※運行便数は、旧２路線平日６１便・休日３６便から、新路線（当計画に記載しない運行系統を含む）平日３６便、休日２９便に減少となったが、運行を効率化し、利便性を向上することにより１便あたり輸送人員を増加させる。

②　交通環境に満足している市民割合を平成２８年度の６５．９%に対し、以下の目標値を設定する。

・令和　２年度：６７．１%

### （２）事業の効果

・ＪＲ野幌駅及びＪＲ高砂駅における夕張鉄道㈱の地域間幹線系統と接続確保を行う。
・駅から離れている見晴台方面や元江別、いずみ野方面とＪＲ野幌駅の間を８の字型経路で運行することにより、通勤・通学における速達性のニーズに対応するとともに、中心市街地との接続性が向上し、買物など中心市街地への誘客につながる。
・旧江別４番通線と旧江別錦町線を統合したことで、運行の効率化を図る。

## ３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

・交通結節点となっているＪＲ各駅におけるバス案内情報の充実化（統合時刻表の整備、バスマップの配架等）により結節機能を強化し、ＪＲと路線バス双方の利用促進、利便性向上を図る。（江別市、事業者等）
・路線バスを利用するうえで基本的な情報となるバス路線や運賃、支払い方法などを網羅した、分かりやすいバスマップを作成する。（江別市、事業者等）
・江別市内を運行するバス事業者の間でも、ＩＣカード導入や小児運賃制度などの状況が異なることから、これらを網羅した乗り方ガイドを作成する。（江別市、事業者等）
・公共交通の利用促進に関するＰＲ活動や情報提供を、市の広報やホームページを通じ、強化して実施する。（江別市、事業者等）
・市民の希望に合わせた出前講座等を実施する。（江別市、事業者等）
・転入者に対し、転入時に公共交通に関する情報提供を行うことで、利用促進を図る。（江別市、事業者等）

（江別市地域公共交通網形成計画　Ｐ７１～８５　参照）

## ４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を添付。

５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

江別市から運行事業者への補助金額については、当該路線（野幌見晴台線）の経常収益及び国庫補助金を経常費用から差し引いた差額分を江別市生活バス路線運行費補助金交付要綱に基づき負担することとしている。

６．補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

北海道中央バス株式会社

７．補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

※該当なし

８．別表１の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要

※該当なし

９．別表１の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

※該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

※該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性

※該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を添付。

13. 車両の取得に係る目的・必要性

※該当なし

## 14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

### （１）事業の目標

※該当なし

### （２）事業の効果

※該当なし

## 15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者

※該当なし

## 16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

※該当なし

## 17. 協議会の開催状況と主な議論

・平成３０年６月２７日に江別市地域公共交通活性化協議会を開催し、江別市地域公共交通網形成計画・平成３１（令和元）年度分の当計画を承認済み。
・令和元年６月２６日に同協議会を開催し、令和２年度分の当計画を承認済み。

## 18. 利用者等の意見の反映状況

江別市地域公共交通網形成計画の策定にあたり、路線バスの利用実態等について把握するため、ＯＤ調査やＩＣカードデータの分析を行ったほか、一定期間の市民意見募集を行った結果等を反映させた。

江別市地域公共交通網形成計画の策定に向け、市内の公共交通網を持続可能な形に再編すること等について協議、検討するため、平成２９年度は、地域公共交通活性化協議会及び同専門委員会をそれぞれ５回ずつ開催した。

※協議会開催日　　：　７／２８、９／２９、１２／２２、２／１４、３／２８
　専門委員会開催日　：　７／１２、９／２２、１２／１５、２／２、３／２０

また、平成３０年度は、当該路線（野幌見晴台線）の運行開始（平成３０年１０月１日）までに、それぞれ２回ずつ開催した。

※協議会開催日　　：　６／２７、９／２７
　専門委員会開催日　：　６／１１、９／２７

| 19. 協議会メンバーの構成員 | |
|---|---|
| 関係都道府県 | 北海道石狩振興局地方創生部地域政策課 |
| 関係市区町村 | 江別市企画政策部 |
| 交通事業者・交通施設管理者等 | ジェイ・アール北海道バス株式会社<br>北海道中央バス株式会社<br>夕張鉄道株式会社<br>一般社団法人北海道バス協会<br>一般社団法人札幌ハイヤー協会<br>北海道旅客鉄道株式会社<br>国土交通省北海道開発局札幌開発建設部札幌道路事務所<br>北海道空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所<br>江別市建設部土木事務所<br>札幌方面江別警察署 |
| 地域公共交通の利用者 | 江別市自治会連絡協議会<br>江別市女性団体協議会<br>江別市社会福祉協議会<br>公募委員 |
| 地方運輸局 | 北海道運輸局札幌運輸支局 |
| その他協議会が必要と認める者 | 北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授<br>北海道情報大学経営情報学部講師<br>北海道地方交通運輸産業労働組合協議会 |

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）北海道江別市高砂町６番地
（所　属）企画政策部政策推進課公共交通担当
（氏　名）松井　修
（電　話）０１１－３８１－１２９５
（e-mail）seisaku@city.ebetsu.lg.jp

# 表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

令和2年度

| 市区町村 | 運行予定者名 | 運行系統名（申請番号） | 運行系統 | | | 系統キロ程 | 計画運行日数 | 計画運行回数 | 再編特例措置 | 地域内フィーダー系統の基準適合（別表7及び別表9） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 起点 | 経由地 | 終点 | | | | | 運行態様の別 | 基準ロで該当する要件 | 接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策 | 基準ニで該当する要件（別表7のみ） |
| 江別市 | 北海道中央バス株式会社 | (1) 野幌見晴台線① | 野幌駅北口 | 5丁目通（錦町先回） | 野幌駅北口 | 往（循環）<br>復　10.0km | 366 日 | 1,957.0 回 | | 路線定期運行 | ① | 野幌駅において、夕鉄バスの札幌代行線及び新札夕線との乗り継ぎに適した運行ダイヤを設定。 | ③ |
| | | (2) 野幌見晴台線② | 野幌駅北口 | いずみ野（錦町先回） | 野幌駅北口 | 往（循環）<br>復　11.0km | 366 日 | 2,786.0 回 | | 路線定期運行 | ① | 野幌駅において、夕鉄バスの札幌代行線及び新札夕線との乗り継ぎに適した運行ダイヤを設定。 | ③ |
| | | (3) 野幌見晴台線③ | 野幌駅北口 | 5丁目通（湯川公園先回） | 野幌駅北口 | 往（循環）<br>復　10.0km | 366 日 | 3,279.0 回 | | 路線定期運行 | ① | 野幌駅において、夕鉄バスの札幌代行線及び新札夕線との乗り継ぎに適した運行ダイヤを設定。 | ③ |
| | | (4) 野幌見晴台線④ | 野幌駅北口 | いずみ野（湯川公園先回） | 野幌駅北口 | 往（循環）<br>復　11.0km | 366 日 | 1,830.0 回 | | 路線定期運行 | ① | 野幌駅において、夕鉄バスの札幌代行線及び新札夕線との乗り継ぎに適した運行ダイヤを設定。 | ③ |
| | | | | | | 往<br>復 | 日 | 回 | | | | | |

（注）

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。

2. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載する。

4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。

5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。

6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

# 表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

令和3年度

| 市区町村 | 運行予定者名 | 運行系統名（申請番号） | 運行系統 | | | 系統キロ程 | 計画運行日数 | 計画運行回数 | 再編特例措置 | 地域内フィーダー系統の基準適合（別表7及び別表9） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 起点 | 経由地 | 終点 | | | | | 運行態様の別 | 基準ロで該当する要件 | 接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策 | 基準ニで該当する要件（別表7のみ） |
| 江別市 | 北海道中央バス株式会社 | (1) 野幌見晴台線① | 野幌駅北口 | 5丁目通（錦町先回） | 野幌駅北口 | 往（循環）<br>復　10.0km | 365 日 | 1,948.0 回 | | 路線定期運行 | ① | 野幌駅において、夕鉄バスの札幌代行線及び新札夕線との乗り継ぎに適した運行ダイヤを設定。 | ③ |
| | | (2) 野幌見晴台線② | 野幌駅北口 | いずみ野（錦町先回） | 野幌駅北口 | 往（循環）<br>復　11.0km | 365 日 | 2,793.0 回 | | 路線定期運行 | ① | 野幌駅において、夕鉄バスの札幌代行線及び新札夕線との乗り継ぎに適した運行ダイヤを設定。 | ③ |
| | | (3) 野幌見晴台線③ | 野幌駅北口 | 5丁目通（湯川公園先回） | 野幌駅北口 | 往（循環）<br>復　10.0km | 365 日 | 3,281.0 回 | | 路線定期運行 | ① | 野幌駅において、夕鉄バスの札幌代行線及び新札夕線との乗り継ぎに適した運行ダイヤを設定。 | ③ |
| | | (4) 野幌見晴台線④ | 野幌駅北口 | いずみ野（湯川公園先回） | 野幌駅北口 | 往（循環）<br>復　11.0km | 365 日 | 1,825.0 回 | | 路線定期運行 | ① | 野幌駅において、夕鉄バスの札幌代行線及び新札夕線との乗り継ぎに適した運行ダイヤを設定。 | ③ |
| | | | | | | 往<br>復 | 日 | 回 | | | | | |

（注）

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。

2. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載する。

4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。

5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。

6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

# 表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

令和4年度

| 市区町村 | 運行予定者名 | 運行系統名（申請番号） | 運行系統 | | | 系統キロ程 | 計画運行日数 | 計画運行回数 | 再編特例措置 | 地域内フィーダー系統の基準適合（別表7及び別表9） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 起点 | 経由地 | 終点 | | | | | 運行態様の別 | 基準ロで該当する要件 | 接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策 | 基準ニで該当する要件（別表7のみ） |
| 江別市 | 北海道中央バス株式会社 | (1) 野幌見晴台線① | 野幌駅北口 | 5丁目通（錦町先回） | 野幌駅北口 | 往（循環）<br>復　10.0km | 365 日 | 1,949.0 回 | | 路線定期運行 | ① | 野幌駅において、夕鉄バスの札幌代行線及び新札夕線との乗り継ぎに適した運行ダイヤを設定。 | ③ |
| | | (2) 野幌見晴台線② | 野幌駅北口 | いずみ野（錦町先回） | 野幌駅北口 | 往（循環）<br>復　11.0km | 365 日 | 2,789.0 回 | | 路線定期運行 | ① | 野幌駅において、夕鉄バスの札幌代行線及び新札夕線との乗り継ぎに適した運行ダイヤを設定。 | ③ |
| | | (3) 野幌見晴台線③ | 野幌駅北口 | 5丁目通（湯川公園先回） | 野幌駅北口 | 往（循環）<br>復　10.0km | 365 日 | 3,278.0 回 | | 路線定期運行 | ① | 野幌駅において、夕鉄バスの札幌代行線及び新札夕線との乗り継ぎに適した運行ダイヤを設定。 | ③ |
| | | (4) 野幌見晴台線④ | 野幌駅北口 | いずみ野（湯川公園先回） | 野幌駅北口 | 往（循環）<br>復　11.0km | 365 日 | 1,825.0 回 | | 路線定期運行 | ① | 野幌駅において、夕鉄バスの札幌代行線及び新札夕線との乗り継ぎに適した運行ダイヤを設定。 | ③ |
| | | | | | | 往<br>復 | 日 | 回 | | | | | |

（注）

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。

2. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載する。

4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。

5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。

6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

## 表５ 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

| 市町村名 | 江別市 |
|---|---|

（単位:人）

| | 人 口 |
|---|---|
| 人口集中地区以外 | 11,264 |
| 交通不便地域 | 0 |

交通不便地域の内訳

| 人 口 | 対象地区 | 根拠法 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

国庫補助上限額の算定

| 対象人口 | 算定式 | 国庫補助上限額 |
|---|---|---|
| 11,264 | 11264人×150円×1＋200万円＝3689千円 | 3,689,000 円 |

（１）記載要領

１．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の３月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。

２．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

３．「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領（２．（１）⑭）に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

４．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記３．に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

５．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

（２）添付書類

１． 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
（ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可）

# 運行系統図（令和元年６月現在）

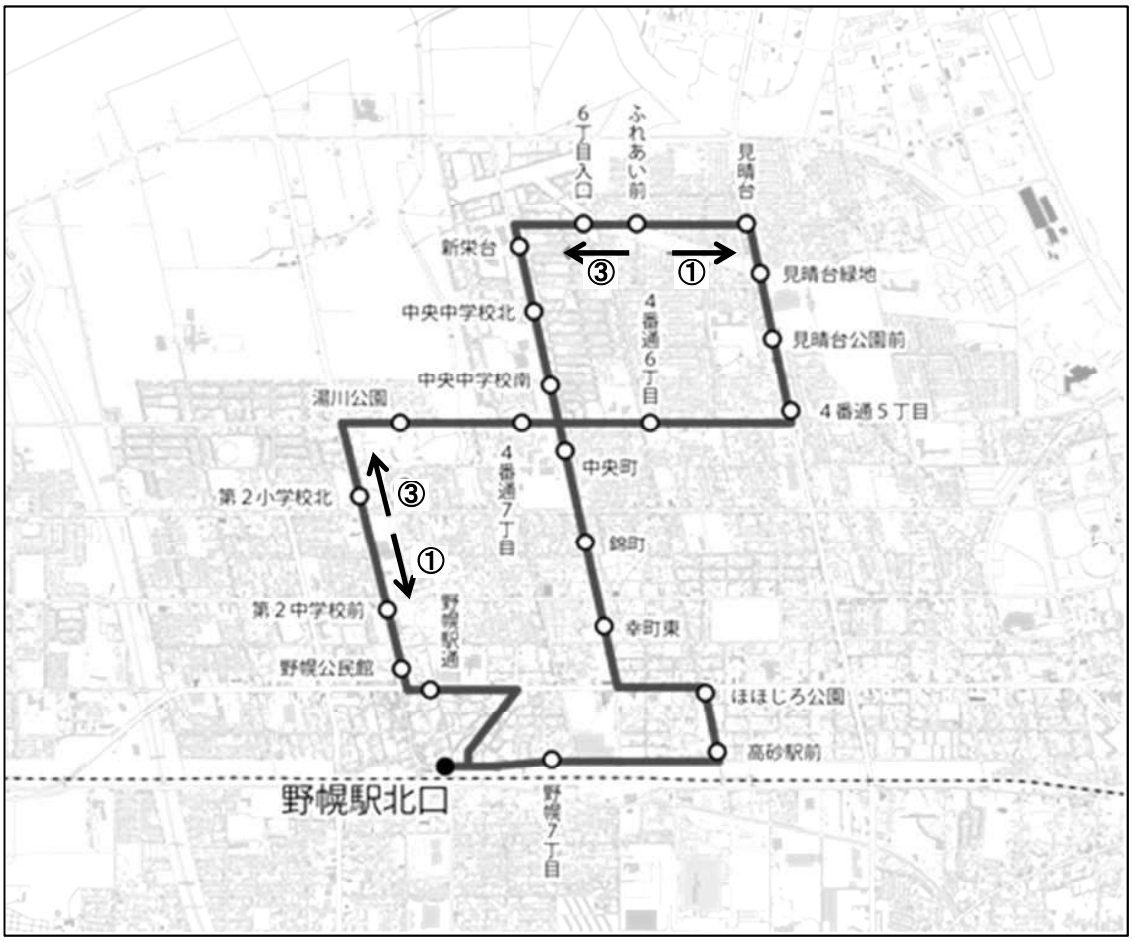


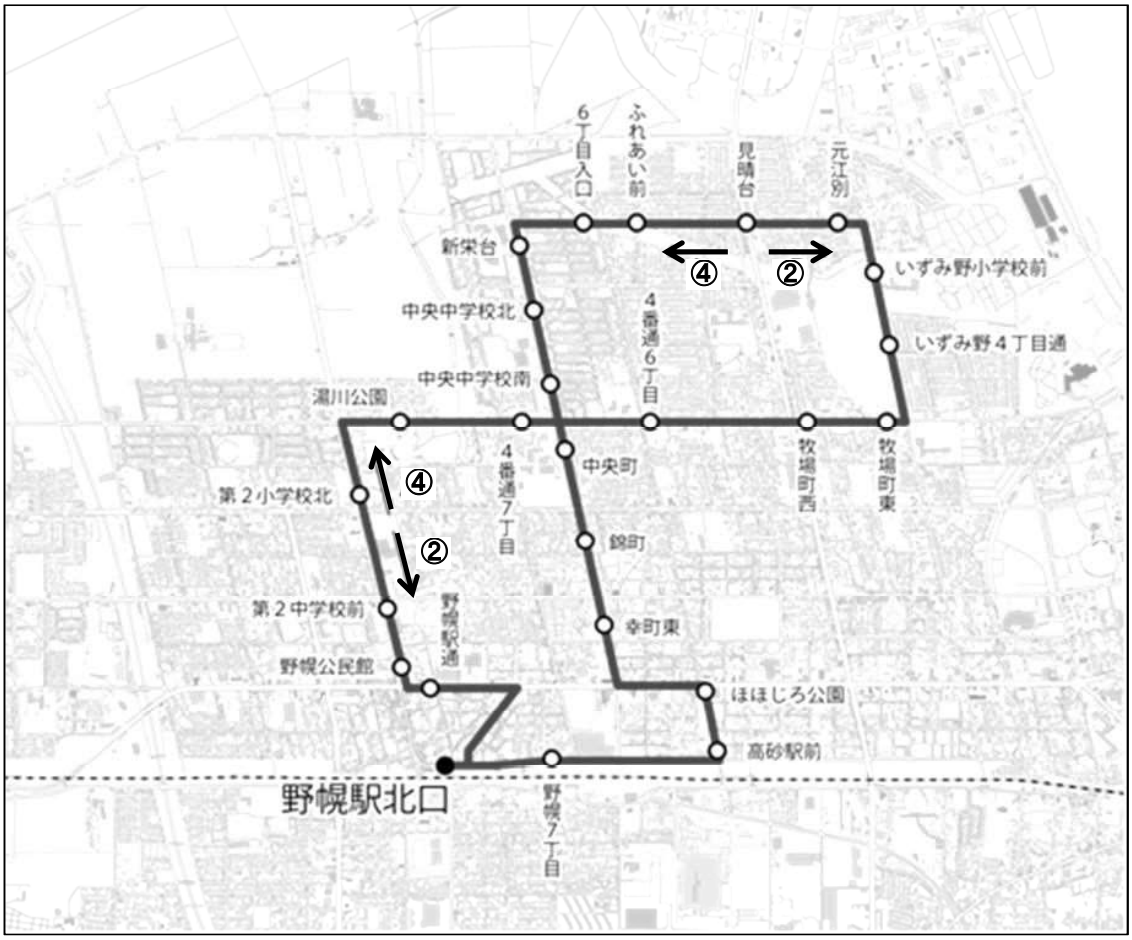

# 野幌見晴台線運行ダイヤ（令和元年６月現在）

## 【平日】

| ① | ② | 系統No. | ③ | ④ |
|---|---|---|---|---|
| 野幌駅北口 | 野幌駅北口 | 始点 | 野幌駅北口 | 野幌駅北口 |
| 錦町先回/5丁目通 | 錦町先回/いずみ野 | 経由 | 湯川公園先回/5丁目通 | 湯川公園先回/いずみ野 |
| 野幌駅北口 | 野幌駅北口 | 終点 | 野幌駅北口 | 野幌駅北口 |
| | | 5時 | | |
| | | 6時 | | |
| | | 7時 | | |
| | 30 | 8時 | 00 | |
| 30 | | 9時 | 00 | |
| | 30 | 10時 | | 00 |
| 30 | | 11時 | 00 | |
| | 30 | 12時 | | 00 |
| 30 | | 13時 | 00 | |
| | | 14時 | | 00 |
| | 00 | 15時 | 30 | |
| 00 | 40 | 16時 | | 20 |
| 20 | | 17時 | 00 | 40 |
| | 00 40 | 18時 | 20 | |
| | 20 | 19時 | 00 40 | |
| | 40 | 20時 | 20 | |
| | | 21時 | | |
| | | 22時 | | |
| | | 23時 | | |
| | | 24時 | | |
| 10.0km | 11.0km | 系統キロ | 10.0km | 11.0km |
| 5便 | 9便 | 便数 | 10便 | 5便 |

## 【土日祝】

| ① | ② | 系統No. | ③ | ④ |
|---|---|---|---|---|
| 野幌駅北口 | 野幌駅北口 | 始点 | 野幌駅北口 | 野幌駅北口 |
| 錦町先回/5丁目通 | 錦町先回/いずみ野 | 経由 | 湯川公園先回/5丁目通 | 湯川公園先回/いずみ野 |
| 野幌駅北口 | 野幌駅北口 | 終点 | 野幌駅北口 | 野幌駅北口 |
| | | 5時 | | |
| | | 6時 | | |
| | | 7時 | | |
| 00 | 30 | 8時 | | |
| 30 | | 9時 | 00 | |
| | 30 | 10時 | | 00 |
| 30 | | 11時 | 00 | |
| | 30 | 12時 | | 00 |
| 30 | | 13時 | 00 | |
| | | 14時 | | 00 |
| | 00 | 15時 | 30 | |
| 00 | | 16時 | | 20 |
| 20 | | 17時 | 00 | 40 |
| | 00 | 18時 | 20 | |
| | | 19時 | 00 | |
| | | 20時 | | |
| | | 21時 | | |
| | | 22時 | | |
| | | 23時 | | |
| | | 24時 | | |
| 10.0km | 11.0km | 系統キロ | 10.0km | 11.0km |
| 6便 | 5便 | 便数 | 7便 | 5便 |

# 江別市地図

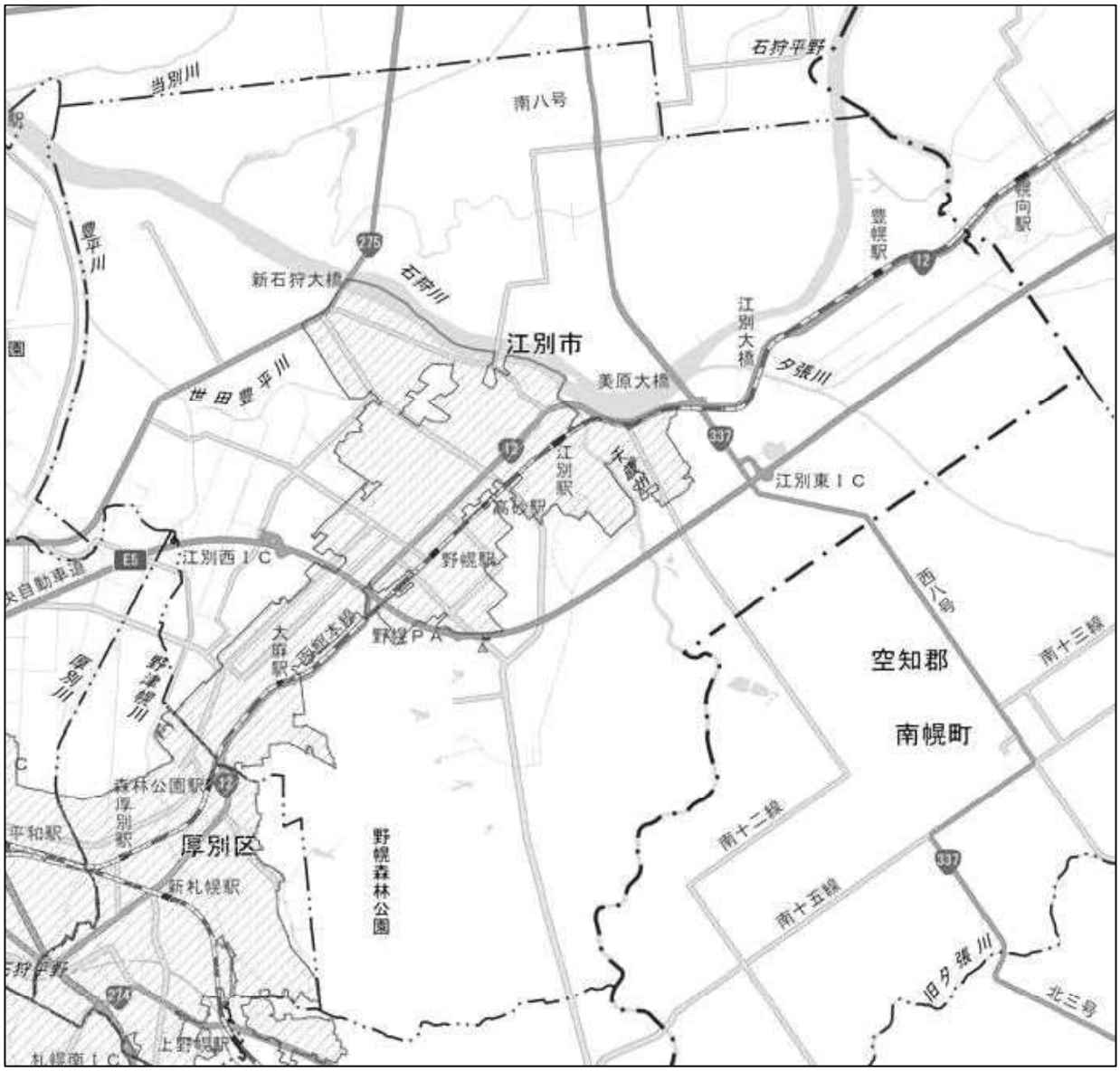


：人口集中地区

※平成 27 年国勢調査結果

| | 人口 |
|---|---|
| 江別市（全域） | 120,636 人 |
| 江別市（人口集中地区） | 109,372 人 |
| 江別市（人口集中地区以外） | 11,264 人 |